

# 四日市港

## 港 湾 荷 役 料 金 表

(総トン数 1, 000 トン未満の小型船荷役料金を除く)

### I. 適用範囲

この港湾荷役料金は、当該貨物について、接岸本船の船内荷役と沿岸荷役を同一委託者から引受けた

場合又は、異なる委託者からであっても当該貨物に係る接岸本船の船内荷役と沿岸荷役が同量となる引

受の場合等船内荷役と沿岸荷役の荷役手配が一貫して行える場合に適用します。

### II. 料金の種類及び適用方

#### 1. 基本料金

(1 トンにつき単位円)

品 目		金 額		
		接岸本船←→ 上屋・野積場内	接岸本船←→ 上屋・野積場前	
ユニ タ イ ズ 貨 物 等	コンテナ	実 入	1,052	939
		空	893	797
	パレタイズ貨物 バンパック バッグコンテナ プレスリング		2,053	1,882
	ノックダウン自動車 完成車 (重量 5 トン未満かつ容積 20 トン未満のもの)		1,587	1,455
	完成車 (重量 5 トン以上又は容積 20 トン以上のもの)		2,222	2,022
	袋 物		2,787	2,543
包 装 品	ベール物		2,728	2,487
	カートン ケース クレート	雑貨類・機械類 (1 個当り 5 トン未満のもの)	3,046	2,807
		機 械 類 (1 個当り 5 トン以上のもの)	2,222	2,022
		青 果 類	2,285	2,073
	冷凍品・冷蔵品	—	4,391	

有 姿 貨 物	タ イ ヤ		2,091	1,933		
	巻 取 紙 (内地産)		1,681	1,503		
	木 材	岸壁揚のもの	原 木	米 国 材	1,507	1,354
				南 洋 材		
			北 洋 材	2,077	1,924	
	製 材		1,647	1,488		
	非鉄金属類 (半製品・銑鉄・地金)		2,468	2,219		
	鋼 材	一般鋼材 (口径 12 インチ未満の鋼管含む)		2,378	2,173	
		鋼. 管 (口径 12 インチ以上のもの) コ イ ル		2,022	1,847	
	石 材		2,422	2,249		
撒 貨 物	小 麦		1,693	1,511		
	肥 料 原 料					
	鉍 礦 石 (粉)					
	鉍 礦 石 (塊)		2,271	2,066		
特 殊 鉍 礦 石						
砂 糖		2,193	2,033			

(1) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

ただし、関連事業に係る行為は除きます。

① 「接岸本船内←→上屋・野積場内」の場合

(揚荷) 接岸本船の本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場内へ移送、拼付するまでの作業。

(積荷) 上屋・野積場内の貨物を岸壁上に移送し、接岸本船内に積込むまでの作業。

② 「接岸本船内←→上屋・野積場前」の場合

(揚荷) 接岸本船の本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

(積荷) 上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を岸壁上に移送し、接岸本船内に積込むまでの作業。

(2) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

## 2. 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 荷 役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の6割増
日 曜 日 ・ 祝 祭 日 荷 役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の10割増

## 3. 割引料金

割引料金は、次のとおりとします。

ただし、割引料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割引率を乗じて各割引料金を算出し、これらの金額を差し引きます。

### (1) 大口数量割引

委託者からの1荷役の引受において、同一貨物の量が

- ① 1,000トン以上3,000トン未満の場合、当該貨物の全量について基本料金の5%
- ② 3,000トン以上の場合、当該貨物の全量について基本料金の7%

に相当する金額を、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額からそれぞれ割引ます。

### (2) 長期大量割引

同一委託者からの引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該取扱貨物量にそれぞれの基本料金を乗じて得た合計額の5%に相当する額を、当該引受に係る請求額から割引ます。

- ① 3ヶ月以上の長期契約があること
- ② 1ヶ月間に2回以上の反復継続の引受があること
- ③ 1回当たりの荷役量が3,000トンを超えること

#### 4. 待機料金

待機料金は、次のとおりとします。

(1口1時間につき単位円)

1口の作業構成員数 による区分 昼夜区分	15人以下	16人～	23人～	30人～	37人以上
	(12人)	22人 (19人)	29人 (26人)	36人 (33人)	(40人)
昼間 (8時30分から 16時30分まで)	47,980	74,710	101,500	128,270	151,080
半夜 (16時30分から 21時30分まで)	74,640	116,210	157,890	199,540	235,010

本料金は、荷役開始時刻（昼間荷役にあつては8時30分、半夜荷役にあつては16時30分）以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は、天候或いは、揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であつて、昼間荷役にあつては、8時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあつては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

#### 5. 最低料金

最低料金は、次のとおりとします。

(1口につき単位円)

1口の作業構成員数 による区分 昼夜区分	15人以下	16人～	23人～	30人～	37人以上
	(12人)	22人 (19人)	29人 (26人)	36人 (33人)	(40人)
昼間 (8時30分から 16時30分まで)	380,640	592,700	805,240	1,017,610	1,198,570
半夜 (16時30分から 21時30分まで)	380,640	592,700	805,240	1,017,610	1,198,570

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(1) 荷役手配の取消の場合

- ① 昼間荷役の手配申し受け最終時刻（前日の 15 時）以降 2 時間を経過してからの取消については、昼間荷役の最低料金を適用します。
- ② 半夜荷役の手配申し受け最終時刻（当日の 15 時）以降の取消については、半夜荷役の最低料金を適用します。

(2) 半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は、少量作業或いは待機が伴ったこと等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

## 6. 分担金等

区 分	金 額
(1)港 湾 福 利 分 担 金	各貨物（一律）1 トンにつき 8 円
(2)労 働 安 定 基 金	各貨物（一律）1 トンにつき 7 円

## 7. 消費税の加算

(1)料金の総額に 3%を乗じて計算します。

ただし、免税となる取引には適用しません。

(2)上記により計算された金額に 1 円未満の端数が生じたときは 1 円単位に四捨五入します。

## 8. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は 1, 000 キログラム、容積は 1.133 立方メートルをもって 1 トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは実入・空とも 20 フィート型は 1 個当たり 32 トン、40 フィート型は 1 個当たり 48 トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20 フィート型未満のコンテナは、20 フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35 フィート型及び 45 フィート型と同じとします。

## 9. その他

(1) 本料金を適用する荷役において、「上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業」、「看貫作業」、「仕訳作業」、「はい替作業」及び「上屋保管」が伴う場合のこれら諸作業に係る料金は、当港において適用される港湾荷役料金（沿岸荷役料金）のそれぞれの料金を準用します。

- (2) 特殊貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）、雨天・雪天時荷役及び特殊荷役（海難船・特殊船の荷役、荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役、見本採取等を伴う荷役、沿岸荷役における長距離移送等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (3) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合及びフォアマンを増員した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。
- (4) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

## 港湾荷役料金表（船内荷役料金）

（総トン数 1,000 トン未満の小型船荷役料金を除く）

### I. 適用範囲

この港湾荷役料金（船内荷役料金）は、船内荷役のみを行う場合に適用します。

### II. 料金の種類及び適用方

#### 1. 基本料金

（1 トンにつき 単位円）

品		目	金額	
ユニ タイ ズ 貨 物 等	コンテナ	実入	514	
		空	437	
	パレタイズ貨物 バンパック バッグコンテナ プレスリング		1,259	
	ノックダウン自動車 完成車（重量 5 トン未満かつ容積 20 トン未満のもの）		974	
	完成車（重量 5 トン以上又は容積 20 トン以上のもの）		1,285	
	包 装 品	袋物		1,649
		べール物		1,600
カートン ケース クレート		雑貨類・機械類（1 個当り 5 トン未満のもの）		1,950
		機械類（1 個当り 5 トン以上のもの）		1,285
		青果類		1,289
	冷凍品・冷蔵品		3,246	

有 姿 貨 物	タ イ ヤ		1, 3 6 9		
	巻 取 紙 (内地産)		8 3 3		
	木 材	水落しのもの	原 木	5 6 1	
		岸壁揚のもの	原 木	米 国 材 南 洋 材	7 8 1
				北 洋 材	1, 3 8 1
			製 材	8 9 5	
	非鉄金属類 (半製品・銑鉄・地金)		1, 2 8 6		
	鋼 材	一般鋼材 (口径 12 インチ未満の鋼管含む)		1, 4 2 2	
		鋼 管 (口径 12 インチ以上のもの) コ イ ル		1, 2 0 9	
	石 材		1, 6 4 0		
撒 貨 物	小 麦 肥 料 原 料		8 2 8		
	鉍 礦 石 (粉)				
	鉍 礦 石 (塊)		1, 3 1 3		
	特 殊 鉍 礦 石				
砂 糖		1, 4 6 8			

(1) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

ただし、関連事業に係る行為は除きます。

- ① 揚荷の場合は、本船内の貨物をはしけ内又は岸壁上取卸し、フックをはずすまでの作業。
- ② 積荷の場合は、はしけ内又は岸壁上の貨物にフックをかけ、本船に積込むまでの作業。

(2) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

## 2. 割増料金

割増料金は次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 荷 役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の6割増
日 曜 日 ・ 祝 祭 日 荷 役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の10割増

## 3. 割引料金

割引料金は、次のとおりとします。

ただし、割引料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割引率を乗じて各割引料金を算出し、これらの金額を差し引きます。

### (1) 大口数量割引

委託者からの1荷役の引受において、同一貨物の量が、

- ① 1,000トン以上3,000トン未満の場合、当該貨物の全量について基本料金の5%
- ② 3,000トン以上の場合、当該貨物の全量について基本料金の7%

に相当する金額を、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額からそれぞれ割引ます。

### (2) 長期大量割引

同一委託者からの引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該取扱貨物量にそれぞれの基本料金を乗じて得た5%に相当する額を、当該引受に係る請求額から割引ます。

- ① 3ヶ月以上の長期契約があること
- ② 1ヶ月間に2回以上の反復継続の引受があること
- ③ 1回当たりの荷役量が3,000トンを超えること

#### 4. 待機料金

待機料金は、次のとおりとします。

(1口1時間につき単位円)

1口の作業構成員数 による区分 昼夜区分	9人以下 (7.5人)	10人～ 13人 (11.5人)	14人～ 17人 (15.5人)	18人～ 21人 (19.5人)	22人以上 (22.5人)
昼間 (8時30分から 16時30分まで)	29,860	45,760	61,680	77,590	89,540
半夜 (16時30分から 21時30分まで)	46,450	71,180	95,950	120,700	139,280

本料金は、荷役開始時刻（昼間荷役にあつては8時30分、半夜荷役にあつては16時30分）以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は、天候或いは、揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であつて、昼間荷役にあつては、8時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあつては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

#### 5. 最低料金

最低料金は、次のとおりとします。

(1口につき 単位円)

1口の作業構成員数 による区分 昼夜区分	9人以下 (7.5人)	10人～ 13人 (11.5人)	14人～ 17人 (15.5人)	18人～ 21人 (19.5人)	22人以上 (22.5人)
昼間 (8時30分から 16時30分まで)	236,890	363,030	489,330	615,550	710,350
半夜 (16時30分から 21時30分まで)	236,890	363,030	489,330	615,550	710,350

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(1) 荷役手配の取消の場合

- ① 昼間荷役の手配申し受け最終時刻（前日の 15 時）以降 2 時間を経過してからの取消については、昼間荷役の最低料金を適用します。
- ② 半夜荷役の手配申し受け最終時刻（当日の 15 時）以降の取消については、半夜荷役の最低料金を適用します。

(2) 半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は、少量作業或いは待機が伴ったこと等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

## 6. 分担金等

区 分	金 額
(1)港 湾 福 利 分 担 金	各貨物（一律）1 トンにつき 4 円
(2)労 働 安 定 基 金	各貨物（一律）1 トンにつき 3 円 5 0 銭

## 7. 消費税の加算

(1)料金の総額に消費税法に基づく税率を乗じて計算します。

ただし、免税となる取引には適用しません。

(2)上記により計算された金額に 1 円未満の端数が生じたときは 1 円単位に四捨五入します。

## 8. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は 1,000 キログラム、容積は 1.133 立方メートルをもって 1 トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは実入・空とも 20 フィート型は 1 個当たり 32 トン、40 フィート型は 1 個当たり 48 トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20 フィート型未満のコンテナは、20 フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35 フィート型及び 45 フィート型等は 40 フィート型と同じとします。

## 9. その他

(1) 特殊貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）、雨天・雪天時荷役及び特殊荷役（海難船・特殊船の荷役、沈木作業、防波堤外荷役、荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。

- (2) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合及びフォアマンを増員した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。
- (3) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

## 船内荷役別掲料金

(平成7年9月16日実施)

### 1. ハッチ蓋、ビーム開閉作業手伝料金 (1 碇泊、1 船艙につき)

(単位円)

区 分	昼 間	夜 間
2,000G/T 未満	5,340	7,500
2,000 ～ 4,000G/T	8,030	11,230
4,001 ～ 6,000G/T	13,380	18,750
6,001G/T 以上の一般貨物船	26,810	37,550
外航撒貨物船	32,190	45,070
スチール・ハッチ装備船 (自動開閉式に限る) の中蓋 開閉作業を行った場合	5,340	7,500

備考 (1) 碇泊中船長の命令、天候、その他の事由で中間時に当該作業を行った場合は、実作業時間に対し船内荷役料金4項の待機料金相当額を申し受けます。

(2) 特殊船艙 (ディープタンク、冷蔵庫等) の当該作業は、実作業時間に対し船内荷役料金4項の待機料金相当額を申し受けます。

(3) 本作業が昼夜間に分れた場合は、それぞれ料金の半額を合算して申し受けます。

### 2. スタンバイ・ギア手伝料金 (1 碇泊、1 船艙、1 セットにつき)

(単位円)

区 分	昼 間	夜 間
デリックの上下及びトリミング	35,640	53,280
トリミング	21,190	31,530

備考 (1) 1セットの意味はデリック、ウインチ等ギアの一組をいう。

(2) デリックの上下及びトリミングとは、荷役開始時にデリックが降りたままになっている状態から1st Slingが通過可能となるまでのギアを準備した場合をいう。

(3) トリミングとはデリックが、Set upされている状態から1st Slingが通過可能な状態となるまでのギアを準備した場合をいう。

(4) 中間時のギアの段取替えやトリミング (デリックの上下を伴う) については、上記料金を支払った上は回数に関係なく無料となる。

(5) 昼間、夜間の区分は最初に本作業に取りかかった時刻を基準とする。

### 3. エキストラ・レバー料金 (1人につき)

(単位円)

昼間 (08:30 ~ 16:30)	27,600	標	準
半夜 (16:30 ~ 21:30)	27,600	標	準
後夜 (21:30 ~ 04:30)	31,480	標	準

備考 手配取消の場合、手配申し受け最終時刻（前日の 15 時）以降作業開始時間（当日 8 時 30 分）1 時間前までに取消の場合は本料金の 6 割、それ以降取消の場合は 10 割とします。

4. カーペンター料金 }  
 ラッシャー料金 } 船積貨物固定区画面料金表を適用します。

### 5. スーパー・バイザー料金 (1人につき)

(単位円)

昼間 (08:30 ~ 16:30)	32,480	標	準
半夜 (16:30 ~ 21:30)	32,480	標	準
後夜 (21:30 ~ 04:30)	37,030	標	準

備考 特別の業務に従事した場合に限り適用します。

### 6. 最低料金

(単位円)

区 分		9人以下 (7.5 人)	10人~13人 (11.5 人)	14人~47人 (15.5 人)	18人~21人 (19.5 人)	22人以上 (22.5 人)
後夜	21:30~04:30	223,870	343,280	462,690	582,090	671,660

備考 本料金は、基本料金と待機料金及び割増料金の合算額が上記金額に満たない場合に適用します。

## 7. 荷繰作業料金

(単位円)

作業形態	料金内容
同一船艙内における作業の場合	船内荷役料金
他船艙への作業の場合	船内荷役料金+船内荷役料金
はしけ使用による作業の場合	船内荷役料金+はしけ運送料金+船内荷役料金
岸壁利用による作業の場合	船内荷役料金+沿岸荷役料金+船内荷役料金

備考 本料金には、それぞれの作業形態の場合に応じて、港湾荷役料金（船内荷役料金・沿岸荷役料金）、はしけ運送料金に係る所定の割増料金等を適用します。

## 8. 本船直移し作業料金

作業形態	区分	料金内容
甲本船から乙本船への直移しの作業	両船とも 500 総トン以上の船舶である場合	船内荷役料金+ 船内荷役料金
	いずれか一方が、500 総トン未満の船舶である場合	船内荷役料金+ (船内荷役料金 × 1/2)

備考 本料金には、港湾荷役料金（船内荷役料金）に係る所定の割増料金等を適用します。

## 9. 後夜荷役割増料金(21:30 以降)

12 割増とします。

## 10. 日曜日、祝祭日荷役割増

日曜日、祝祭日に荷役した際は、諸料金（待機料金、最低料金）及び別掲料金の各項料金についても  
夫々10 割増とします。

## 11. 消費税の加算

- (1) 料金の総額に消費税法に基づく税率を乗じて計算します。  
ただし、免税となる取引には適用しません。
- (2) 上記により計算された金額に 1 円未満の端数が生じたときは 1 円単位に四捨五入し

## 作業構成員数（標準）の区分

待機料金、半端作業に関する作業構成員数の区分別該当品目は下表の通りとします。

作業構成員数	品 目
9 人 以 下 (7.5 人)	北洋材（水落し・岸壁揚共）、南洋材（水落し・岸壁揚共）、米国材（岸壁揚）、撒貨物（バケツ取り）
10 人～13 人 (11.5 人)	パレタイズ貨物、バン・パック、プレスリング、バックコンテナ、コンテナ、ノックダウン自動車、葉タバコ（樽物）、鋼材、角材（水落し・岸壁揚共）、綿花（プレスリンダ）、自動車（ロールオン船を除く）
14 人～17 人 (15.5 人)	べール物（綿花）、缶詰、板ガラス、パルプ、碇子、ケーブル、雑貨（べール物・袋物・カートン・ケース共）、金物類、化学品、紙、非鉄原料、合成ゴム、その他の雑貨、機械類（5トン未満・5トン以上共）、モーターサイクル、葉タバコ（べール物）、巻取紙、タイヤ、石材、撒貨物（もっこ取り・さらえ）
18 人～21 人 (19.5 人)	袋物（紙・ビニール入）、茶、コルク、鉄鉄、地金、生ゴム、べール物（羊毛・麻類・化学合成繊維・石綿）、麻袋（小麦・ミール・ビートパルプ・ふすま）
22 以 上 (22.5 人)	青果、冷凍品、鉄屑、冷蔵品

## 港湾荷役料金表（沿岸荷役料金）

（総トン数 1,000 トン未満の小型船荷役料金を除く）

### I. 適用範囲

この港湾荷役料金（沿岸荷役料金）は、沿岸荷役のみを行う場合に適用します。

### II. 料金の種類及び適用方

#### 1. 基本料金

接岸本船船側・はしけ内 ← → 上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

（1トンにつき 単位円）

品 目		金 額		
		接岸本船船側・はしけ内 ← → 上屋・野積場内	接岸本船船側・はしけ内 ← → 上屋・野積場前	
コンテナ	実入	593	474	
	空	503	402	
ユニ タ イ ズ 貨 物 等	パレタイズ貨物 バンパック バッグコンテナ プレスリング	902	722	
	ノックダウン自動車	697	558	
	完成車（重量5トン未満かつ容積20トン未満のもの）			
	完成車（重量5トン以上又は容積20トン以上のもの）	1,054	843	
包 装 品	袋物	1,285	1,028	
	べール物	1,272	1,018	
	カートン	雑貨類・機械類（1個当り5トン未満のもの）	1,256	1,005
		機 械 類（1個当り5トン以上のもの）	1,054	843
	ケース	青果類	1,116	893
クレート	冷凍品・冷蔵品	—	1,376	

有 姿 貨 物	タ イ ヤ			832	666	
	巻 取 紙 (内地産)			936	749	
	木 材	岸壁揚のもの	原 木	米 国 材	805	644
				南 洋 材		
			北 洋 材	805	644	
	製 材			839	671	
	非鉄金属類 (半製品・銑鉄・地金)			1,312	1,050	
	鋼 材	一般鋼材 (口径 12 インチ未満の鋼管含む)			1,081	865
		鋼 . 管 (口径 12 インチ以上のもの) コ イ ル			919	735
	石 材			909	727	
撒 貨 物	小 麦			954	763	
	肥 料 原 料					
	鉍 礦 石 (粉)			1,077	862	
	鉍 礦 石 (塊)					
特 殊 鉍 礦 石			840	672		
砂 糖						

(1) 作 業 範 囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

ただし、関連事業に係る行為は除きます。

① 「接岸本船船側・はしけ内←→上屋・野積場内」の場合

(イ) 接岸本船船側←→上屋・野積場内の場合

(揚荷) 本船船側にある貨物を、上屋・野積場内へ移送、拼付けるまでの作業。

(積荷) 上屋・野積場内の貨物を搬出し、本船船側へ移送する作業。

(ロ) はしけ内←→上屋・野積場内の場合

(揚荷) はしけ内の貨物を陸揚し、上屋・野積場内へ移送、拼付けるまでの作業。

(積荷) 上屋・野積場内の貨物を搬出し、はしけ内へ移送し積付けるまでの作業。

② 「接岸本船船側・はしけ内←→上屋・野積場前」の場合

(イ) 接岸本船船側←→上屋・野積場前の場合

(揚荷) 本船船側にある貨物を、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

(積荷) 上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を、本船船側へ移送する作業。

(ロ) はしけ内←→上屋・野積場前の場合

(揚荷) はしけ内の貨物を陸揚げし、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

(積荷) 上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を、はしけ内へ移送し積付けるまでの作業。

(2) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

## 2. 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 荷 役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の6割増
日 曜 日 ・ 祝 祭 日 荷 役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の10割増

## 3. 割引料金

割引料金は、次のとおりとします。

ただし、割引料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割引率を乗じて各割引料金を算出し、これらの金額を差し引きます。

(1) 大口数量割引

委託者からの1荷役の引受において、同一貨物の量が

- ① 1,000トン以上3,000トン未満の場合、当該貨物の全量について基本料金の5%
- ② 3,000トン以上の場合、当該貨物の全量について基本料金の7%

に相当する金額を、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額からそれぞれ割引ます。

(2) 長期大量割引

同一委託者からの引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該取扱貨物量にそれぞれの基本料金を乗じて得た合計額の5%に相当する額を、当該引受に係る請求額から割引ます。

- ① 3ヶ月以上の長期契約があること

- ② 1ヶ月間に2回以上の反復継続の引受があること
- ③ 1回当たりの荷役量が3,000トンを超えること

#### 4. 待機料金

待機料金は、次のとおりとします。

(1口1時間につき 単位)

1口の作業構成員数 による区分 昼夜区分	4人～6人 (5人)	7人～9人 (8人)	10人～ 12人 (11人)	13人～ 15人 (14人)	16人～ 18人 (17人)	19人～ 21人 (20人)
昼間 (8時30分から 16時30分まで)	18,120	28,950	39,820	50,680	61,540	72,410
半夜 (16時30分から 21時30分まで)	28,190	45,030	61,940	78,840	95,730	112,640

本料金は、荷役開始時刻（昼間荷役にあつては8時30分、半夜荷役にあつては16時30分）以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は、天候或いは、揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であつて、昼間荷役にあつては、8時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあつては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

#### 5. 最低料金

最低料金は、次のとおりとします。

(1口につき 単位円)

1口の作業構成員数 による区分 昼夜区分	4人～6人 (5人)	7人～9人 (8人)	10人～ 12人 (11人)	13人～ 15人 (14人)	16人～ 18人 (17人)	19人～ 21人 (20人)
昼間 (8時30分から 16時30分まで)	143,750	229,670	315,910	402,060	488,220	574,450
半夜 (16時30分から 21時30分まで)	143,750	229,670	315,910	402,060	488,220	574,450

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(1) 荷役手配の取消の場合

- ① 昼間荷役の手配申し受け最終時刻（前日の 15 時）以降 2 時間を経過してからの取消については、昼間荷役の最低料金を適用します。
- ② 半夜荷役の手配申し受け最終時刻（当日の 15 時）以降の取消については、半夜荷役の最低料金を適用します。

(2) 半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は、少量作業或いは待機が伴ったこと等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

**6. 上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業料金**

本料金は、次の作業を行った場合に適用します。

- (1) 上屋内（コンテナフレートステーションを含む）の貨物をその上屋内又は、戸前でコンテナに詰めるまでの作業。
- (2) コンテナ内の貨物を取り出し、上屋内（コンテナフレートステーションを含む）に拼付けるまでの作業。

(1 トンにつき単位円)

袋物・ベール物及びこれらに類似した作業能率のもの	2,075
雑貨類・機械類（1 個当り 5 トン未満のもの） 及びこれらに類似した作業能率のもの	1,959
ユニタイズ貨物、ノックダウン自動車及び完成車、機械類（1 個 当り 5 トン以上のもの）及びこれらに類似した作業能率のもの	1,850

**7. 看貫作業料金**

本料金は、貨物の看貫作業を行った場合に適用し、当該貨物の上屋内基本料金の 3 割とします。

ただし、計量器使用及び検量立会人の費用については、本料金とは別に実費を申し受けま

す。

**8. 仕訳作業料金**

本料金は、貨物の仕訳作業を行った場合に適用し、当該貨物の上屋内基本料金の 3 割とします。

## 9. はい替作業料金

本料金は、貨物のはい替作業を行った場合に適用し、当該貨物の上屋内基本料金の8割とします。

## 10. 上屋保管料金

- (1) 本料金は、船舶又は、はしけ積卸貨物を上屋その他の荷捌場において、一時保管する場合に適用します。
- (2) 本料金表に記載のない貨物については類似した保管内容（坪当りの収容トン数）の料金を適用します。
- (3) 本料金の計算は、貨物搬入の日から貨物搬出の日までとします。

(1日1トンにつき単位円)

貨物分類	区分	私設上屋の場合	公共上屋の場合
コンテナ（野積場）		12	8
繊維原料類		51	39
青果		51	39
窯製品		61	51
その他の貨物		90	73

- (注) 1. 公共上屋の場合の上屋使用料は、条例に基づく金額を別途申し受けます。  
2. コンテナについては、野積場置き料金の料金をとします。  
3. 定温保管を要する貨物については、本料金の8割増、また、くん蒸を要する貨物については、本料金の2割増とします。

## 11. 分担金等

区分	金額
(1) 港湾福利分担金	各貨物（一律）1トンにつき 4円
(2) 労働安定基金	各貨物（一律）1トンにつき 3円50銭

## 12. 消費税の加算

- (1) 料金の総額に消費税法に基づく税率を乗じて計算します。  
ただし、免税となる取引には適用しません。
- (2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

### 13. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは実入・空とも20フィート型は1個当たり32トン、40フィート型は1個当たり48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

### 14. その他

- (1) 特殊貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）、雨天・雪天時荷役及び特殊荷役（長距離移送、荒天時荷役、見本採取等を伴う荷役等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (2) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。
- (3) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

## 沿岸荷役別掲料金

(平成7年9月16日実施)

### 1. 上屋山側入出料金

上屋、野積場山側入れ又は出し料金の作業範囲は次の通りとします。

車側←→上屋、野積場内

(入) 車側にある貨物の上屋、野積場内までの移送及び拼付するまでの作業

(出) 貨物の上屋、野積場内からの搬出及び車側までの移送作業

一般貨物	上屋内料金の8割
撤貨物	上屋内料金の3割

ただし、撤貨物であっても上屋内に蔵置することが原則である貨物及び屑鉄類撤は一般貨物の料金を適用します。

### 2. トラック積卸手伝料金

本料金は、沿岸荷役料金の作業範囲Ⅱ-1-(1)及び前項1に先行又は後続して行われる車積、車卸作業に適用します。

上屋内料金の4割とします。

### 3. エキストラ・レーバー料金 (1人につき)

船内別掲料金と同じ。

4. 委託者の都合によりトラッククレーン等の手配を取消し、又は待機させた場合は、別途実費を申し受けます。

### 5. 消費税の加算

(1) 料金の総額に消費税法に基づく税率を乗じて計算します。

ただし、免税となる取引には適用しません。

(2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

(備考) 前項の 1.2 の料金に対して沿岸荷役料金表の「2.割増料金」「3.割引料金」「4.待機料金」「5.最低料金」「6.上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業料金」「7.看貫作業料金」「8.仕訳作業料金」「9.はい替作業料金」「10.上屋保管料金」及び料金の適用方の規定を準用します。

## 港湾荷役料金表（総トン数 1,000 トン未満の小型船荷役料金）

### I. 適用範囲

この港湾荷役料金（総トン数 1,000 トン未満の小型船荷役料金）は、

- (1) 総トン数 1,000 トン未満 500 トン以上の小型船の本船内→上屋・野積場内又は、戸前迄の荷役
- (2) 総トン数 500 トン未満の小型船の本船内→上屋・野積場内又は、戸前迄の荷役に適用します。

ただし、(1)及び(2)に該当する小型船荷役で船内荷役のみ又は、沿岸荷役のみの場合は、当港において適用される港湾荷役料金（船内荷役料金）又は、港湾荷役料金（沿岸荷役料金）を適用します。

### II .料金の種類及び適用方

#### 1.基本料金

(1)総トン数 1,000 トン未満 500 トン以上の小型船内→上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

(1 トンにつき単位円)

品 目		金 額		
		本船内→上屋・野積場内	本船内→上屋・野積場前	
ユニ タ イ ズ 貨 物 等	コンテナ	実 入	771	713
		空	655	606
	バラサイズ貨物 バンパック バッグコンテナ プレスリング	1,882	1,745	
	ノックダウン自動車 完成車(重量 5 トン未満かつ容積 20 トン未満のもの)	1,455	1,349	
	完成車(重量 5 トン以上又は容積 20 トン以上のもの)	2,022	1,861	
	袋 物	2,543	2,347	
	ベ ール 物	2,487	2,293	
包 装 品	カートン	雑貨類・機械類(1 個当り 5 トン未満のもの)	2,807	2,616
		機 械 類 (1 個当り 5 トン以上のもの)	2,022	1,861
	ケ ー ス	青 果 類	2,073	1,903
	クレート	冷凍品・冷蔵品	—	4,130

有 姿 貨 物	タ イ ヤ			1,933	1,807	
	巻 取 紙 (内地産)			1,236	1,148	
	木 材	岸壁揚の もの	原 木	米 国 材	1,354	1,231
				南 洋 材		
			北 洋 材	1,924	1,801	
	製 材			1,488	1,360	
	非鉄金属類 (半製品・銑鉄・地金)			2,219	2,020	
	鋼 材	一般鋼材 (口径12インチ未満の鋼管含む)		1,865	1,762	
		鋼 管 (口径12インチ以上のもの) コ イ ル		1,586	1,498	
	石 材			2,249	2,111	
撒 貨 物	小 麦			1,511	1,366	
	肥 料 原 料					
	鉍 礦 石 (粉)					
	鉍 礦 石 (塊)			2,066	1,903	
特 殊 鉍 礦 石						
砂 糖			2,033	1,906		

(2) 総トン数500トン未満の小型船内←→上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

(1トンにつき 単位円)

品 目		金 額		
		本船内←→上屋・野積場内	本船内←→上屋・野積場前	
ユ ニ タ イ ズ 貨 物 等	コンテナ	実 入	771	616
		空	654	523
	パレタイズ貨物 バンパック バッグコンテナ プレスリング		1,173	939
	ノックダウン自動車 完成車(重量5トン未満かつ容積20トン未満のもの)		906	725
	完成車(重量5トン以上又は容積20トン以上のもの)		1,370	1,096
	袋 物		1,671	1,336
	ベ ール 物		1,654	1,323
包 装 品	カートン	雑貨類・機械類(1個当たり5トン未満のもの)	1,633	1,307
		機 械 類 (1個当たり5トン以上のもの)	1,370	1,096
	ケ ー ス	青 果 類	1,451	1,161
		冷凍品・冷蔵品	—	1,789

有 姿 貨 物	タ イ ヤ			1,802	866	
	巻 取 紙 (内地産)			1,217	974	
	木 材	岸壁揚の もの	原 木	米 国 材	1,047	837
				南 洋 材		
			北 洋 材	1,047	837	
			製 材	1,091	872	
	非鉄金属類 (半製品・銑鉄・地金)			1,706	1,365	
	鋼 材	一般鋼材 (口径12インチ未満の鋼管含む)		1,405	1,125	
		鋼 管 (口径12インチ以上のもの) コ イ ル		1,195	956	
	石 材			1,182	945	
撒 貨 物	小 麦			1,240	992	
	肥 料 原 料					
	鉍 礦 石 (粉)					
	鉍 礦 石 (塊)			1,400	1,121	
特 殊 鉍 礦 石						
砂 糖			1,092	874		

### (3) 作 業 範 囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

ただし、関連事業に係る行為は除きます。

#### ① 「本船内←→上屋・野積場内」の場合

(揚荷) 本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場内へ移送・拼付するまでの作業。

(積荷) 上屋・野積場内の貨物を岸壁上に移送し、本船内に積込むまでの作業。

#### ② 「本船内←→上屋・野積場前」の場合

(揚荷) 本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

(積荷) 上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を岸壁上に移送し、本船内に積込むまでの作業。

### (4) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者協議の上、決定した料金を基本料金とします。

## 2. 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 荷 役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の6割増
日 曜 日 ・ 祝 祭 日 荷 役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の10割増

## 3. 割引料金

大口数量割引料金は、次のとおりとします。

委託者からの1荷役の引受において、同一貨物の量が1,000トン以上の場合には、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額から5%を割引ます。

## 4. 分担金等

(1) 総トン数1,000トン未満500トン以上の小型船内

←→上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

区 分	金 額
(1) 港湾福利分担金	各貨物(一律)1トンにつき 8円
(2) 労働安定基金	各貨物(一律)1トンにつき 7円

(2) 総トン数500トン未満の小型船内

←→上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

区 分	金 額
(1) 港湾福利分担金	各貨物(一律)1トンにつき 4円
(2) 労働安定基金	各貨物(一律)1トンにつき 3円50銭

## 5. 消費税の加算

(1) 料金の総額に消費税法に基づく税率を乗じて計算します。

ただし、免税となる取引には適用しません。

(2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

## 6. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは実入・空とも20フィート型は1個当たり32トン、40フィート型は1個当たり48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

## 7. その他

(1) 本料金を適用する荷役において、「上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業」、「看貫作業」、「仕訳作業」、「はい替作業」及び「上屋保管」が伴う場合のこれら諸作業に係る料金は、

当港において適用される港湾荷役料金（沿岸荷役料金）のそれぞれの料金を準用します。

(2) 特殊貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）、雨天・雪天時荷役及び特殊荷役（海難船・特殊船の荷役、荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役、見本採取等を伴う荷役、沿岸荷役における長距離移送等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。

(3) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。

(4) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

# はしけ輸送料金

## I. 適用範囲

このはしけ輸送料金は、港湾内又は指定区間において、はしけにより、本船船側←→沿岸間又は、沿岸←→沿岸間の貨物の運送を行う場合に適用します。

## II. 料金の種類及び適用方

### 1. 基本料金

(1トンにつき単位円)

品目	金額
	港湾内運送
	通常の港湾内
ユニタイズ貨物 一般包装品 有姿貨物	1,242
撒貨物	1,120

#### (1) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

##### ① 本船船側←→沿岸間における運送の場合

本船船側に繋留されたはしけ内においてフックをはずされた貨物を運送可能な状態に積み付けし、これを運送し、貨物揚河岸に繋留するまで、又は貨物積み河岸に繋留されたはしけに運送可能な状態に積み付けられた貨物を運送し、本船船側においてフックをかけられる状態にするまでの作業とします。

##### ② 沿岸←→沿岸間における運送の場合

貨物積み河岸に繋留されたはしけに運送可能な状態に積み付けられた貨物を運送し、貨物揚河岸に繋留するまでの作業とします。

なお、荷繰作業に際し、はしけを使用する場合の作業を含みます。

## 2. 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出しこれらの金額を合算します。

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 運 送	16時30分から21時30分までの間における運送	基本料金の4割増
日 曜 日 ・ 祝 祭 日 運 送	日曜日・祝祭日における運送	基本料金の3割増

## 3. はしけ内荷捌料金

本料金は、本船船側におけるはしけ内の荷捌作業に適用します。

(1トンにつき単位円)

品 目	金 額
一 般 包 装 品	131
ユニタイズ貨物 有 姿 貨 物 撒 貨 物	66

(注) 本料金は、1 はしけ内のはしけ内荷捌要員が、一般包装品にあつては2名、その他の貨物にあつては1名の場合に適用し、それぞれの人員が1名増す毎に1名につき66円増しとします。

なお、本料金には、港湾荷役料金（船内荷役料金）に係る所定の割増料金を準用します。

## 4. 滞船料金

積載貨物トン数1トン1日につき142円とします。

ただし、本料金は貨物の積荷役日を含め4日間以内にはしけ運送が完了（はしけ繫留場所に揚荷役を完了して帰着するまで）しない場合に積荷役日から起算して5日目以降当該はしけ運送が完了するまでの間に適用します。

## 5. 最低料金

本料金は、1運送の引受量が100トンに満たない場合に適用し、当該引受量が100トンに満たない場合は、100トン分とします。

## 6. 分担金等

区 分	金 額
(1) 港 湾 福 利 分 担 金	各貨物（一律）1トンにつき 4円
(2) 労 働 安 定 基 金	各貨物（一律）1トンにつき 3円50銭

## 7. 消費税の加算

- (1) 料金の総額に消費税法に基づく税率を乗じて計算します。  
ただし、免税となる取引には適用しません。
- (2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

## 8. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは実入・空とも20フィート型は1個当たり32トン、40フィート型は1個当たり48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

## 9. その他

- (1) 特殊貨物（海難貨物、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物等）、及び特殊運送（荒・雨・雪天時運送、防波堤外運送）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (2) 委託者の要求により、はしけ封印を行った場合及びはしけ敷物等の特別の資材を使用した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。
- (3) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

## 貨物別係数（一貫・船内・沿岸・小型船・はしけ共通）

係数	貨物名
1.1	尿素
1.2	ライ麦、大麦、ミートボーンミール、コットンシードミール、フードスクーリング、マトン（骨をとったものカートン入）メイズ、マイロ、大豆
1.3	ドングリ、ミレットシード、レープシード、スラックスシード、マスタードシード、メイズミール、タピオカ（タイ国産紙袋）、各種飼料用ペレット、カプロラクタム、ビートパルプペレット（米国産）、米（呷入）
1.4	澱粉（中国産綿袋）、カスターシードミール、生ゴム
1.5	フェザーミール、グランドナットミール、コプラミール、大豆粕、フィートオート、ニガシード、シャムシード、サフラワーシード、魚粉（国内産紙袋）、骨粉、血粉、ポーランドペレット（韓国米呷入）
1.6	レープシードミール、アルモンドセールミール、冷凍めかじぎ、りんちょう、さめ（フィールット）
1.7	モルト、冷凍きはだ、さめ（ドレス）
1.8	カサバミール、コプラ、ライスブラン、ザフラワミール、ふすま、カスターシード
2.0	カボックシード、コットンシード、ビートパルプペレット（欧州産）
2.2	サンフラワーシード
2.6	カサバルーツチップ
2.8	ミックスアニマルフープ、キャッスルフープ、ホップ
3.0	ビートパルプ（中国産）、マトン（首なし麻袋入）
3.3	メイズコブミール

### 備考

- (1) 上記貨物については重量をもって計算し、それぞれの係数を重量トンに乗じた数を計算トン数とする。
- (2) 上記に記載のない貨物については、類似貨物の係数を適用する。

## 輸 出 貨 物 船 積 料 金 表

### I. 適用範囲

この輸出貨物船積料金は、輸出貨物（個品運送貨物に限る。）の上屋入れより本船船側までの港湾運送を一貫して行う場合に適用します。

なお、本料金には、船積みに係る事務処理業務を含みます。

### II. 料金の種類及び適用方

#### 1. 基本料金

##### (1) 上屋入れよりはしけ取り・本船積の場合

(1トンにつき 単位円)

品 目		金 額
		上屋入れよりはしけ取り・本船積の場合
ユニ タイ ズ 貨 物	パ レ タ イ ズ 貨 物	4, 4 0 6
	ノ ッ ク ダ ウ ン 自 動 車 ・ 完 成 車 (重 量 5 ト ン 未 満 且 つ 容 積 2 0 ト ン 未 満 の もの)	4, 0 4 7
包 装 品	カ ー ト ン ケ ー ス ク レ ー ト	雑 貨 類 機 械 類 (1 個 当 り 5 ト ン 未 満 の もの)
		機 械 類 (1 個 当 り 5 ト ン 以 上 の もの)
		5, 5 8 2
		5, 2 2 9

(注) (1) 本基本料金については、委託者と協議の上、上記金額の上下5%以内の金額を基本料金とすることができるものとします。

(2) 本料金が適用される場合については、本料金のほかに、はしけ運送料金中のはしけ内荷捌料金を申し受けます。

##### (2) 上屋入れよりバンニングの上、CY渡しの場合

(1トンにつき 単位円)

品 目	金 額
袋物・ボール物及びこれらに類似した作業能率のもの	4, 9 0 0
雑貨類・機械類（1個当り5トン未満のもの）及びこれらに類似した作業能率のもの	4, 9 4 4
ユニタイズ貨物、ロックダウン自動車及び完成車、機械類（1個当り5トン以上のもの）及びこれらに類似した作業能率のもの	4, 3 1 5

(注) (1) 本基本料金については、委託者と協議の上、上記金額の上下5%以内の金額を基本料金とすることができるものとします。

(2) 本料金は貨物の上屋入れからバンニングまでの料金であり、CYまでのドレイエージ作業の費用及びバンニング時のラッシング作業の費用については、本料金のほかに実費を申し受けます。

### (3) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

① 上屋入れよりはしけ取り・本船積の場合

輸出貨物を上屋戸前で受け・はしけ積みし、本船船側へ運送するまでの作業

② 上屋入れよりバンニングの上CY渡しの場合

輸出貨物を上屋(コンテナフレートステーションを含む)戸前で受け、バンニングの上CYへ移送するまでの作業

### (4) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

## 2. 最低料金

本料金は、1件の請求金額が当該貨物に係る基本料金の1トン分に満たない場合に適用し、1件の請求額が1トン分に満たない場合は1トン分とします。

## 3. 分担金等

区 分	金 額	
	上屋入れよりはしけ取り・本船積の場合	上屋入れよりバンニングの上CY渡しの場合
(1)港湾福利分担金	9円 20銭	4円 80銭
(2)労働安定基金	8円 05銭	4円 20銭

#### 4. 消費税の加算

- (1) 料金の総額に消費税法に基づく税率を乗じて計算します。  
ただし、免税となる取引には適用しません。
- (2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

#### 5. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。

#### 6. その他

- (1) 本料金を適用する作業において、半夜、日曜日・祝祭日に作業を行った場合は、当港で適用される港湾荷役料金（沿岸荷役料金）、はしけ運送料金及び検数料金におけるそれぞれの割増率を乗じて得た金額を別途加算し、申し受けます。
- (2) 特殊貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (3) 次の費用については実費を申し受けます。
  - ① 航路別（方面別）優先使用方式による公共埠頭の公共上屋に搬入された貨物を、当該埠頭内において、搬入上屋直前バース以外のバースに接岸した本船まで横持ちする場合の横持ち費用
  - ② 上屋入れよりバンニングの上CY渡しの場合のCYまでのドレイエージの費用及びバンニング時のラッシングの費用
  - ③ 委託者の要求により、小量貨物につき、特にはしけを使用した場合の費用
  - ④ 委託者の要求により、貨物の荷造、改装、補修及び荷印の刷り込み等を行った費用
- (4) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

## 船積貨物固定区画料金表

### I. 適用範囲

この船積貨物固定区画料金は船積貨物の固定区画作業を行う場合に適用します。

### II. 料金の種類及び適用方

#### 1. 基本料金

品 目	セキュアリング	作 業 標 準
コンテナ	1個につき 3, 259円	ラッシング及びショアリング
ロックダウン自動車	1トにつき 251円	ラッシング及びショアリング
雑貨類・ 機械類 (1個当り5トン未満のもの)	〃 426円	ラッシング及びショアリング
機械類 (1個当り5トン以上のもの)	〃 333円	ラッシング及びショアリング
一般鋼材 (口径12インチ未満の鋼管含む)	〃 214円	ラッシング及びショアリング
鋼管・コイル (口径12インチ以上のもの)	〃 269円	ラッシング及びショアリング
小型車輛	1台につき 1, 195円	ロープ又はゲージワイヤー による4点ラッシング

(注) 上記基本料金はチェーンソー、オイルカッターの使用料を含みます。

#### (1) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次の通りとします。

- ① ラッシング作業は、ロープ、ワイヤー、帯鉄、ゲージワイヤー、鎖等を使用して貨物を固縛し、位置を固定する作業とします。
- ② ショアリング作業は、木材又はパイプ等を使用して貨物の位置を固定し、又区画する作業とします。

#### (2) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表に記載の貨物と類似した作業内容（作業方法、取扱量、人員等）の貨物の料金を適用します。

又、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した金額を基本料金とします。

## 2. 割増料金

割増料金は、次の通りとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種別	内容	割増率
半夜作業	16時30分から21時30分までの作業	基本料金の6割増
日曜日・ 祝祭日作業	日曜日・祝祭日における作業	基本料金の10割増

## 3. 待機料金

待機料金は、次の通りとします。

昼間 (8時30分から16時30分まで)	1口1時間につき (6人)	23,460円
半夜 (16時30分から21時30分まで)	1口1時間につき (6人)	36,500円

本料金は、作業開始時刻（昼間作業にあつては8時30分、半夜作業にあつては16時30分）以降において、昼間作業にあつては、8時30分から16時30分までの間、半夜作業にあつては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間についてそれぞれの待機料金を適用します。

ただし、その事由が港運関連事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

なお、1口の構成員が基準人数（6人）以外の場合は、本料金額に基準人数と実構成員数との人数割合を乗じて得た金額を該当作業の「待機料金」とします。

## 4. 最低料金

最低料金は、次の通りとします。

昼間 (8時30分から16時30分まで)	1口1時間につき (6人)	186,120円
半夜 (16時30分から21時30分まで)	1口1時間につき (6人)	186,120円

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運関連事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(1) 作業手配取消の場合

- ① 昼間作業の手配申し受け最終時刻（前日の 15 時）以降 2 時間を経過してからの取消については、昼間作業の最低料金を適用します
- ② 半夜作業の手配申し受け最終時刻(当日の 15 時) 以降の取消については、半夜作業の最低料金を適用します。

(2) 半端作業等の場合

作業開始後における作業中止又は、少量作業或いは待機が伴ったこと等により、昼間作業及び半夜作業の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

なお、作業構成員が基準人数（6 人）以外の場合は、基準人数に係る料金額に基準人数と実構成員数との人数割合を乗じて得た金額を当該作業に係る料金とします。

5. コンテナ内貨物固定作業料金

コンテナ内に積付ける船積貨物を固定する作業料金は、次の通りとします。

(1 個につき、単位円)

区 分	1 口の作業人数	20 フィート型	40 フィート型
ドライコンテナ	2 人	7, 6 0 0	1 1, 4 0 0
フラットコンテナ	2 人	1 2, 2 0 0	1 8, 3 0 0

(注) 当該作業において、前項に掲げる 2. の割増料金、3. の待機料金、及び 4. の最低料金が発生した場合は、それぞれ該当する料金を準用します。

6. 分 担 金 等

品 目	港湾福利分担金	労働安定基金
コンテナ (1 個につき)	1 1 円 2 0 銭	9 円 8 0 銭
ノックダウン自動車 雑貨類・機械類・鋼材類 (1 トンにつき)	1 円 3 6 銭	1 円 1 9 銭
小型車輛 (1 台につき)	4 円 4 8 銭	3 円 9 2 銭

## 7. 消費税の加算

- (1) 料金の総額に消費税法に基づく税率を乗じて計算します。  
ただし、免税となる取引には適用しません。
- (2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

## 8. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

## 9. その他

- (1) 閉鎖ハッチ内、高所、狭あい箇所等の作業環境において、特に困難が伴う作業については基本料金のほかに委託者と協議の上、別途料金を申し受けます。
- (2) 汚損の甚だしい貨物、海難貨物等の作業及び特殊船の作業、防波堤外作業、荒雨・雪天時作業等の場合は基本料金のほかに委託者と協議の上、別途料金を申し受けます。
- (3) 高価品の明示ある貨物、動物類、危険品等の作業及び委託者の特別な要求による作業については、委託者と協議の上、別途料金を申し受けます。
- (4) 出張作業及び便乗作業の場合の交通費、運搬費、日当、宿泊費等の経費は実費を申し受けます。
- (5) 通船又は特殊機材及び消耗品を使用した場合には、実費を申し受けます。
- (6) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

## 船内清掃料金表

### I. 適用範囲

この船内清掃料金は、船艙内の清掃作業を行う場合に適用します。

### II. 料金の種類及び適用方

#### 1. 基本料金

(1トンにつき 単位円)

前積貨物名		種類	金額	
			普通清掃	水洗清掃
穀飼 鉱石 肥料 屑鉄 石炭類	穀類、塩、砂糖、銑鉄、 加里、屑鉄		56.90	83.20
	石炭、鉄鉱石、燐鉱石、 ボーキサイト、飼料用ペレット、 塩漬獣皮、塩蔵魚		60.50	94.20
	黒鉛、セメント、亜鉛礦、 ニッケル鉱、オイルコークス、 ピッチ、銅鉱石		80.20	119.10

#### (1) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次の通りとします。

- ① 普通清掃作業は、ほうき類を使用し、床面並びに船側の清掃を行う作業とします。
- ② 水洗清掃作業は、普通清掃と委託者の供給する用水による水洗清掃を併せ行う作業とします。

#### (2) 料金表に記載のない前積貨物等

基本料金表に記載のない前積貨物については、基本料金表に記載の類似前積貨物及び類似作業内容の前積貨物料金を適用します。又、類似した前積貨物がない場合は、委託者と協議の上決定した金額をそれぞれの基本料金とします。

#### 2. 割増料金

割増料金は、次の通りとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 作 業	16 時 30 分 から 21 時 30 分 までの 作 業	基本料金の 6 割増
日 曜 日 ・ 祝 祭 日 作 業	日曜日・祝祭日における作業	基本料金の 10 割増

### 3. 待機料金

待機料金は、次の通りとします。

(1口1時間につき 単位円)

種 類 昼 夜 区 分	普 通 清 掃	水 洗 清 掃
	(14 人)	(17 人)
昼間(8 時 30 分 から 16 時 30 分 まで)	5 4 , 7 9 0	6 6 , 5 2 0
半夜(16 時 30 分 から 21 時 30 分 まで)	8 5 , 2 3 0	1 0 3 , 4 7 0

本料金は、作業開始時刻（昼間作業にあつては 8 時 30 分、半夜作業にあつては 16 時 30 分）以降において、昼間作業にあつては、8 時 30 分から 16 時 30 分までの間、半夜作業にあつては、16 時 30 分から 21 時 30 分までの間に発生した待機時間についてそれぞれの待機料金を適用します。

ただし、その事由が港運関連事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

なお、1 口の構成員が基準人数（普通清掃 14 人、水洗清掃 17 人）以外の場合は、本料金額に基準人数と実構成員数との人数割合を乗じて得た金額を該当作業の「待機料金」とします。

### 4. 最低料金

最低料金は、次の通りとします。

(1口1時間につき 単位円)

種 類 昼 夜 区 分	普 通 清 掃	水 洗 清 掃
	(14 人)	(17 人)
昼間(8 時 30 分 から 16 時 30 分 まで)	4 3 4 , 6 7 0	5 2 7 , 7 3 0
半夜(16 時 30 分 から 21 時 30 分 まで)	4 3 4 , 6 7 0	5 2 7 , 7 3 0

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運関連事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

#### (1) 作業手配の取消の場合

- ① 昼間作業の手配申し受け最終時刻（前日の 15 時）以降 2 時間を経過してからの取消については、昼間作業の最低料金を適用します。
- ② 半夜作業の手配申し受け最終時刻（当日の 15 時）以降の取消については、半夜作業の最低料金を適用します。

(2) 半端作業等の場合

作業開始後における作業中止又は、少量作業或いは待機が伴ったこと等により、昼間作業及び半夜作業の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

なお、作業構成員が基準人数（普通清掃 14 人、水洗清掃 17 人）以外の場合は、基準人数に係る料金額に基準人数と実構成員数との人数割合を乗じて得た金額を当該作業に係る料金とします。

5. 分担金等

(1 トンにつき)

前積貨物名		区分	港湾福利分担金	労働安定基金
穀 飼 鉱石 肥料 屑 鉄 石炭類	穀類、塩、砂糖、銑鉄、加里、屑鉄		銭	銭
	石炭、鉄鉱石、燐鉱石、ボーキサイト、飼料用ペレット、塩漬獣皮、塩蔵魚		2 5	2 2
	黒鉛、セメント、亜鉛礦、ニッケル鉱、オイルコークス、ピッチ、銅鉱石			

6. 消費税の加算

(1) 料金の総額に消費税法に基づく税率を乗じて計算します。

ただし、免税となる取引には適用しません。

(2) 上記により計算された金額に 1 円未満の端数が生じたときは 1 円単位に四捨五入します。

7. 料金の計算方

料金の計算方は次によります。

(1) 艙内清掃料金は船艙の容積（グレンキャパシティ）に対し適用し、容積は 1.133 立方メートルをもって 1 トンとします。

(2) 専用船及び作業形態その他について特殊事情のある艙内清掃作業の場合については、次の適用係数によって基本料金を申し受けます。

作業施工トン数(グレンキャパシティ)	基本料金適用係数
5,000 トン未満	1. 6
5,000 トン以上 20,000 トンまで	1. 6～1. 0 (1,000 トンを増す毎に係数を 0.04 ずつ減ずる)
20,000 トン	1. 0(基本料金)
20,000 トン以上 40,000 トンまで	1. 0～1. 8 (1,000 トンを増す毎に係数を 0.01 ずつ減ずる)
40,000 トン以上 50,000 トンまで	0. 8～0. 6 (1,000 トンを増す毎に係数を 0.02 ずつ減ずる)
50,000 トン以上	0. 6

## 8. その他

- (1) 荒、雨、雪天時及び強行作業の場合は、基本料金のほかに委託者と協議の上、別途料金を申し受けます。
- (2) 普通清掃とソーダストを使用して行う床面清掃を併せて行う作業、甲板裏、ビーム裏及びハッチコーミング裏の清掃を行う作業等の特殊な作業については、基本料の他に委託者と協議の上、決定した料金を申し受けます。
- (3) タンククリーニング作業については、委託者と協議の上、決定した料金を申し受けます。
- (4) 出張作業及び便乗作業の場合の交通費、運搬費、日当、宿泊費等の経費は実費を申し受けます。
- (5) ビルジウェイ及び水洗前のローズボックスの清掃作業は実費を申し受けます。
- (6) 通船又は委託者の要求により、特にウォーターポンプ、トラック、ゴミはしけ、水はしけ等の機械器具類を使用した場合には、実費を申し受けます。
- (7) 脱臭剤、ウエス、ソーダスト、洗剤、かます、医薬品、保護具等、及び消耗品を使用した場合には、実費を申し受けます。
- (8) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

## 荷直・荷造料金表

### I. 適用範囲

この荷直・荷造料金は船内荷直作業、沿岸荷直・荷造作業を行う場合に適用します。

### II. 料金の種類及び適用方

#### 1. 基本料金

##### ①荷直料金

(1トンにつき 単位円)

区 分	金 額
船内荷直料金	2 1 7
沿岸荷直料金	6 5 1

##### ②沿岸荷造料金

(1トンにつき 単位円)

区 分		金 額	
本船接岸・はしけ揚撒貨物料金		9 0 1	
コンテナ詰の 撒貨物料金	麻 袋	小麦、米	バンより ベルト揚袋詰
	フレコン	メイズ・大豆・雑豆	1, 4 2 0
		ヘイキューブ	2, 4 1 6
	フレコン	メイズ・大豆・雑豆	3, 1 2 0
ヘイキューブ		4, 2 6 2	—

(注) (1) 39 kg 未満の袋詰作業については委託者と協議の上別途料金を申し受けます。

(2) 解袋作業、量目調整、目切、エフ付等は別途料金を申し受けます。

#### (1) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次の通りとします。

- ① 船内荷直作業は、船艙内にて荷卸し中に破損した袋物等の荷こぼれ貨物の掃集及び補修を行う作業とします。
- ② 沿岸荷直作業は、舁揚げ、その他岸壁等において破損した袋物等の荷こぼれ貨物の掃集及び補修を行う作業とします。

- ③ 沿岸荷造作業は、舁揚げ及びコンテナ詰め撒貨物の袋詰め又はフレコン等への移し替え作業とします。

(2) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、類似した作業内容（作業方法、取扱量、人員等）の貨物の料金を適用します。又、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上決定した金額をそれぞれの料金とします。

2. 割増料金

割増料金は、次の通りとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて、各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 作 業	16時30分から21時30分までの作業	基本料金の6割増
日 曜 日 ・ 祝 祭 日 作 業	日曜日・祝祭日における作業	基本料金の10割増

3. 待機料金

待機料金は、次の通りとします。

(1口1時間につき 単位円)

	船内荷直(1口2人)	沿岸荷直・荷造(1口4人)
昼 間 (8時30分から16時30分まで)	7, 830	15, 660
半 夜 (16時30分から21時30分まで)	12, 185	24, 370

本料金は、作業開始時刻（昼間作業にあつては8時30分、半夜作業にあつては16時30分）以降において、昼間作業にあつては、8時30分から16時30分までの間、半作業にあつては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間についてそれぞれの待機料金を適用します。

ただし、その事由が港運関連事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

なお、1口の構成員が基準人数（船内荷直2人、沿岸荷直・荷造4人）以外の場合は、本料金額に基準人数と実構成員数との人数割合を乗じて得た金額を該当作業の「待機料金」とします。

#### 4. 最低料金

最低料金は、次の通りとします。

(1口1時間につき 単位円)

	船内荷直(1口2人)	沿岸荷直・荷造(1口4人)
昼間 (8時30分から16時30分まで)	62,120	124,240
半夜 (16時30分から21時30分まで)	62,120	124,240

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運関連事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

##### (1) 作業手配取消の場合

- ① 昼間作業の手配申し受け最終時刻（前日の15時）以降2時間を経過してからの取消については、昼間作業の最低料金を適用します。
- ② 半夜作業の手配申し受け最終時刻（当日の15時）以降の取消については、半夜作業の最低料金を適用します。

##### (2) 半端作業等の場合

作業開始後における作業中止又は、少量作業或いは待機が伴ったこと等により、昼間作業及び半夜作業の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

なお、作業構成員が基準人数（船内荷直2人、沿岸荷直・荷造4人）以外の場合は、基準人数に係る料金額に基準人数と実構成員数との人数割合を乗じて得た金額を当該作業に係る料金とします。

#### 5. 分担金等

(1トンにつき)

	港湾福利分担金	労働安定基金
船内荷直料金	75銭	66銭
沿岸荷直料金	2円24銭	1円96銭
沿岸荷造料金	4円	3円50銭

## 6. 消費税の加算

- (1) 料金の総額に消費税法に基づく税率を乗じて計算します。  
ただし、免税となる取引には適用しません。
- (2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

## 7. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

## 8. その他

- (1) 荒、雨、雪天時及び強行作業の場合は、基本料金のほかに委託者と協議の上、別途料金を申し受けます。
- (2) 貨物のダメージ、変質、その他作業困難な作業の場合、フレコンの再利用の整備、又はバン卸し撒袋詰網使用流しかけ等の作業及び単量が55キログラム未満又は小口貨物の場合には、委託者と協議の上決定した料金を申し受けます。
- (3) サイロ等に施設された自動袋詰機からの荷造作業については、委託者と協議の上決定した料金を申し受けます。
- (4) 通船又は特殊機材等及び消耗品を使用した場合には、実費を申し受けます。
- (5) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

名古屋港

港湾荷役料金表（沿岸荷役料金）  
 （総トン数 500 トン未満の小型船荷役料金を除く）

I.適用範囲

この港湾荷役料金（沿岸荷役料金）は、沿岸荷役のみを行う場合に適用します。

II.料金の種類及び適用方

1.基本料金

接岸本船船側・はしけ内←→上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

（1 トンにつき単位円）

品 目		金 額		
		接岸本船船側・はしけ内 ←→上屋・野積場内	接岸本船船側・はしけ内 ←→上屋・野積場前	
コンテナ	実 入	670	536	
	空	569	455	
ユニ タ イ ズ 貨 物 等	パレタイズ貨物 バンパック バッグコンテナ プレスリング	1,014	811	
	ノックダウン自動車	788	630	
	完成車（重量 5 トン未満かつ容積 20 トン未満のもの）			
	完成車（重量 5 トン以上又は容積 20 トン以上のもの）	1,192	954	
包 装 品	袋 物	1,437	1,150	
	ペ ー ル 物	1,420	1,136	
	カートン ケ ー ス	雑貨類・機械類（1 個当り 5 トン未満のもの）	1,457	1,166
		機 械 類（1 個当り 5 トン以上のもの）	1,192	954
	クレート	青 果 類	1,262	1,010
	冷凍品・冷蔵品	—	1,556	

有 姿 貨 物	タ イ ヤ			942	754	
	巻 取 紙 (内地産)			1,059	847	
	木 材	岸壁揚のもの	原 木	米 国 材	929	743
				南 洋 材		
			北 洋 材	911	729	
	製 材			949	759	
	非鉄金属類 (半製品・銑鉄・地金)			1,484	1,187	
	鋼 材	一般鋼材 (口径 12 インチ未満の鋼管含む)		1,223	978	
		鋼 . 管 (口径 12 インチ以上のもの) コ イ ル		1,040	832	
	石 材			1,028	822	
撒 貨 物	小 麦			1,021	817	
	肥 料 原 料					
	鉍 礦 石 (粉)			1,218	974	
	鉍 礦 石 (塊)					
特 殊 鉍 礦 石			950	760		
砂 糖						

(1) 作 業 範 囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

ただし、関連事業に係る行為は除きます。

① 「接岸本船船側・はしけ内⇔上屋・野積場内」の場合

(イ) 接岸本船船側⇔上屋・野積場内の場合

(揚荷) 本船船側にある貨物を、上屋・野積場内へ移送、拼付けるまでの作業。

(積荷) 上屋・野積場内の貨物を搬出し、本船船側へ移送する作業。

(ロ) はしけ内⇔上屋・野積場内の場合

(揚荷) はしけ内の貨物を陸揚し、上屋・野積場内へ移送、拼付けるまでの作業。

(積荷) 上屋・野積場内の貨物を搬出し、はしけ内へ移送し積付けるまでの作業。

②「接岸本船船側・はしけ内⇔上屋・野積場前」の場合

(イ) 接岸本船船側⇔上屋・野積場前の場合

(揚荷) 本船船側にある貨物を、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

(積荷) 上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を、本船船側へ移送する作業。

(ロ) はしけ内⇔上屋・野積場前の場合

(揚荷) はしけ内の貨物を陸揚し、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

(積荷) 上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を、はしけ内へ移送し積付けるまでの作業。

(2) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

2. 割増料金

割増料金は次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種別	内容	割増率
半夜荷役 土曜日荷役	16時30分から21時30分までの間における荷役 土曜日（当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日（振替休日を含む）がある場合における土曜日を除く。）における荷役	基本料金の6割増 基本料金の6割増
日曜日・ 祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の10割増

### 3. 割引料金

割引料金は、次のとおりとします。

ただし、割引料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割引率を乗じて各割引料金を算出し、これらの金額を差し引きます。

#### (1)大口数量割引

委託者からの1荷役の引受において、同一貨物の量が

- ① 1,000トン以上3,000トン未満の場合、当該貨物の全量について基本料金の5%
- ② 3,000トン以上の場合、当該貨物の全量について基本料金の7%

に相当する金額を、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額からそれぞれ割引ます。

#### (2)長期大量割引

同一委託者からの引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該取扱貨物量にそれぞれの基本料金を乗じて得た合計額の5%に相当する額を、当該引受に係る請求額から割引ます。

- ① 3ヶ月以上の長期契約があること
- ② 1ヶ月間に2回以上の反復継続の引受があること
- ③ 1回当たりの荷役量が3,000トンを超えること

### 4. 待機料金

待機料金は、次のとおりとします。

(1口1時間につき 単位円)

1口の作業構成員数 による区分 昼夜区分	4人～ 6人 (5人)	7人～ 9人 (8人)	10人～ 12人 (11人)	13人～ 15人 (14人)	16人～ 18人 (17人)	19人～ 21人 (20人)
昼間 (8時30分から 16時30分まで)	20,500	32,760	45,050	57,340	69,620	81,920
半夜 (16時30分から 21時30分まで)	31,890	50,960	70,080	89,200	108,300	127,430

本料金は、荷役開始時刻(昼間荷役にあつては8時30分、半夜荷役にあつては16時30分)以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は、天候或いは、揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であつて、昼間荷役にあつては、8時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあつては16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

## 5.最低料金

最低料金は、次のとおりとします。

(1口につき 単位円)

1口の作業構成員数 による区分 昼夜区分	4人～	7人～	10人～	13人～	16人～	19人～
	6人 (5人)	9人 (8人)	12人 (11人)	15人 (14人)	18人 (17人)	21人 (20人)
昼間 (8時30分から 16時30分まで)	162,630	259,900	357,400	454,900	552,320	649,900
半夜 (16時30分から 21時30分まで)	162,630	259,900	357,400	454,900	552,320	649,900

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

### (1) 荷役手配の取消の場合

①昼間荷役の手配申し受け最終時刻(前日の15時)以降2時間を経過してからの取消については、昼間荷役の最低料金を適用します。

②半夜荷役の手配申し受け最終時刻(当日の15時)以降の取消については、半夜荷役の最低料金を適用します。

### (2) 半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は、少量作業或いは待機が伴ったこと等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

#### 6. 上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業料金

本料金は、次の作業を行った場合に適用します。

- (1) 上屋内（コンテナフレートステーションを含む）の貨物をその上屋内又は、戸前でコンテナに詰めるまでの作業。
- (2) コンテナ内の貨物を取り出し、上屋内（コンテナフリーステーションを含む）に拼付けるまでの作業。

(1 トンにつき 単位円)

袋物・ベール物及びこれらに類似した作業能率のもの	2, 4 7 3
雑貨類・機械類（1個当り5トン未満のもの） 及びこれらに類似した作業能率のもの	2, 2 1 7
ユニタイズ貨物、ロックダウン自動車及び完成車、機械類（1個当り 5トン以上のもの）及びこれらに類似した作業能率のもの	1, 9 8 6

#### 7. 看貫作業料金

本料金は、貨物の看貫作業を行った場合に適用し、当該貨物の上屋内基本料金の3割とします。

ただし、計量器使用及び検量立会人の費用については、本料金とは別に実費を申し受けます。

#### 8. 仕訳作業料金

本料金は、貨物の仕訳作業を行った場合に適用し、当該貨物の上屋内基本料金の3割とします。

#### 9. はい替作業料金

本料金は、貨物のはい替作業を行った場合に適用し、当該貨物の上屋内基本料金の8割とします。

#### 10. 上屋保管料金

- (1) 本料金は、船舶又は、はしけ積卸貨物を上屋その他の荷捌場において、一時保管する場合に適用します。
- (2) 本料金表に記載のない貨物については、類似した保管内容（坪当りの収容トン数）の料金を適用します。
- (3) 本料金の計算は、貨物搬入の日から貨物搬出の日までとします。

(1日トンにつき 単位円)

貨物分類	区分	私設上屋の場合	公共上屋の場合
コンテナ(野積場)		13	9
繊維原料類		57	43
青果		57	43
窯製品		68	57
その他の貨物		100	81

(注) 1. 公共上屋の場合の上屋使用料は、条例に基づく金額を別途申し受けます。'

2. コンテナについては、野積場置き料金とします。

3. 定温保管を要する貨物については、本料金の8割増、また、くん蒸を要する貨物については、本料金の2割増とします。

#### 11.分担金等

区 分	金 額
(1) 港湾福利分担金	各貨物(一律)1トンにつき4円
(2) 港湾労働法関係付加金	各貨物(一律)1トンにつき1円50銭
(3) 労働安定基金	各貨物(一律)1トンにつき3円50銭

#### 12.消費税の加算

(1) 料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。

ただし、免税となる取引には適用しません。

(2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは、1円単位に四捨五入します。

#### 13.料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは実入・空とも20フィート型は1個当たり32トン、40フィート型は1個当たり48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計

算トン数とし、35 フィート型及び 45 フィート型等は 40 フィート型と同じとします。

#### 14. その他

- (1) 特殊貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）、雨天・雪天時荷役及び特殊荷役（長距離移送、荒天時荷役、見本採取等を伴う荷役等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (2) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。
- (3) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。